

弁護士職員弔事見舞金等規則

(平成十九年一月十八日規則第百十四号)

(目的)

第一条 この規則は、本会の事務総長、弁護士たる事務次長又は常勤の弁護士職員(以下「事務総長等」という。)の在任中に弔事等があったときの見舞金等の支給に関する事項について定める。

(見舞金)

第二条 事務総長等が天災、火災その他の災害により重大な損害を蒙ったときは、その被害の程度及び諸般の事情に応じて、五万円から十万円までの範囲内で見舞金を支給する。

2 事務総長等が病気又は負傷のため十日間以上入院したときは、その傷病の程度に応じて、一万円から三万円までの範囲内で見舞金を支給する。

(死亡・高度障害給付金)

第三条 会長は、事務総長等が業務に関連する事由によって死亡し、又は高度の障害を負ったときは、経理委員会の意見を聴いて、当該事務総長等が死亡した場合にあつ

- 1 -

ては、当該事務総長等の法定相続人に対して、当該事務総長等が高度の障害を負った場合にあつては、当該事務総長等に対して、死亡・高度障害給付金を支給することができる。

2 死亡・高度障害給付金の金額は、千万円を限度として、会長が経理委員会の意見を聴いて決定する。

3 当連合会は、第一項の給付金を支給したときは、同一の事由については、給付金額の限度において損害賠償の責を免れる。

附 則

この規則は、理事会の承認があつた日(平成十九年一月十八日)から施行する。

- 2 -